

## 社会福祉法人庄内厚生館

# 感染症対策指針

### 1. 目的

社会福祉法人庄内厚生館の法人理念に基づき、感染症または食中毒の予防及び感染症発生時のまん延防止のため、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用児者及び職員の安全を確保するためこの「感染症対策指針」を定める。

### 2. 基本方針

- (1) 施設長をはじめ、全職員が一丸となって感染症または食中毒の予防及び感染症まん延の防止に努める。
- (2) 国内や県内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

### 3. 体制整備

- (1) 施設内の感染症または食中毒の予防及び感染症発生時のまん延を防止するために、感染症・食中毒対策検討委員会を設置する。感染症・食中毒対策検討委員会は、各施設、部署から1名を選出し構成する。

#### (2) 委員会構成メンバー

委員長：委員会の統括

看護職員：医療の提供と感染対策の立案・実施

一般職員：利用児者及び家族の相談、対応、生活支援。介護等の現場の感染対策の実施 ※ 一般職員：介護職員、生活支援員、保育士、児童指導員等

栄養士：感染対策時の栄養管理及び食事の提供

#### (3) 感染症・食中毒対策検討委員会の開催

委員会は3か月毎に定期的で開催する。感染症発生時等は必要に応じて随時開催する。委員会の活動内容は次のとおりとする。

- ① 各施設・部署の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画（委員会事業計画シート）を定める。
- ② 施設の業務継続計画（BCP）、マニュアル等の更新
- ③ 施設職員への研修等の企画・立案
- ④ 感染症予防に向けた基本的内容等の適切な知識を普及・啓発

- ⑤ 感染症予防及び発生時の適切な対応・指示
- ⑥ 利用児者の感染症・食中毒の状況の把握
- ⑦ 利用児者・職員の健康管理の把握
- ⑧ その他必要事項

#### 4. 職員に対する教育・研修

感染症対策の基本的な考え方および具体的対策について、全職員を対象に委員会若しくは各施設で周知徹底を図る目的で実施する。

研修の内容は、感染症対策の基礎的内容等の確認・啓発及び、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を図り職員教育を行います。

- (1) 新規採用者に感染対策の基礎知識研修
- (2) 定期研修を年2回以上実施
- (3) 感染者発生時における訓練を年2回以上実施
- (4) 外部研修会等への参加

#### 5. 平常時の対応

##### (1) 施設内の衛生管理

感染症または食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また手洗い場、トイレ、調理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的の実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

##### (2) 職員の感染症対策

職員の手洗い、消毒を徹底し必要に応じマスク等個人用防護具(PPE)を着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用児者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用児者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

##### (3) 外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図ります。

#### 6. 発生時の対応

感染症及び食中毒が発生した場合は、「感染症マニュアル」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画(BCP)」等に従い、感染の拡大を防ぐために下記の対応を図ります。

- (1) 発生状況の把握
- (2) まん延防止のための措置
- (3) 有症者への対応
- (4) 関係機関との連携
- (5) 行政への報告

施設長は、次のような場合には迅速に市町村の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所へ指定の様式により報告を行い、発生時対応などの指示を仰ぎます。

#### 6. 利用児者及びその家族等に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用児者及びそのご家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、ホームページに公表し、だれでも閲覧できるようにする。

(附則)

本指針は、令和6年4月1日より施行する。